

令和5年度 第9回  
日野市教育委員会定例会議事録要旨

令和5年（2023年）12月14日

日野市教育委員会

令和5年度第9回日野市教育委員会定例会

開催日時 令和5年(2023年)12月14日(木)  
14時00分～14時28分

開催場所 506会議室

出席委員 教育長 堀川 拓郎 教育長職務代理者 高木 健夫  
委員 真野 広 委員 正留 久巳  
委員 岩下 優美子

議事録署名委員 委員 岩下 優美子

事務局出席者 教育部長 村田 幹生 教育部参事 長崎 将幸  
(兼教育指導課長)  
教育部参事 田中 洋平 庶務課長 釜堀 亜矢子  
(兼生涯学習課長)  
学務課長 成澤 綾子 教育指導課主幹 坪田 充博  
統括指導主事 馬場 章夫

傍聴者 1名

書記 庶務課課長補佐 脇坂 立志  
庶務課主事 金澤 仁

議事内容 別紙のとおり

この議事録は事実と相違ないことを認め、ここに署名します。

議事録署名

教 育 長

堀川 拓郎

議事録署名

委 員

岩下 優美子

## 議事内容

### 議案

- 第 2 3 号 教育委員会職員人事について
- 第 2 4 号 教育委員会職員人事の専決処分について

### 協議事項

- 第 5 号 学校開放有料化検討の今後の方向性について

### 請願審査

- 第 5-9 号
  1. 中学の進路指導で「陸上自衛隊高等工科学校生徒募集」を薦めない、
  2. 「3 日超の逃亡・脱走は最大懲役 7 年」等の重い自衛隊罰則規定の事実を、教職員及び市役所内の自衛隊員募集（窓口）担当部署に伝えて頂きたい等請願

### 報告事項

- 第 2 4 号 行政情報の公開請求

(議事の要旨)

開始 14時00分

[堀川教育長]

ただいまから、令和5年度第9回教育委員会定例会を開会いたします。

本日は傍聴を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、傍聴を許可します。今日はいらっしゃらない。

[事務局]

はい。

[堀川教育長]

本日の議事録署名は、岩下委員にお願いいたします。

[岩下委員]

はい。

[堀川教育長]

本日の案件は、議案2件、協議事項1件、請願審査1件、報告事項1件です。

会議の進め方ですが、請願第5－9号は、議事の最後に審査したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、請願第5－9号の審査は、議事の最後に行います。

[堀川教育長]

それでは、議事に入ります。

議案第23号 教育委員会職員人事について、事務局より提案理由の説明をお願いします。庶務課長。

○議案第23号 教育委員会職員人事について

[釜堀庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書1ページを御覧ください。議案第23号 教育委員会職員人事について御説明いたします。

提案理由でございます。教育委員会職員に対して人事発令を行うものです。

1枚おめくりいただきまして、2ページを御覧ください。令和5年12月31日付の発令でございます。対象者は1名でございます。職層名、職務名、氏名等につきましては、ここに記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

なければ、御意見を伺います。よろしいでしょうか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結をいたします。

お諮りします。教育委員会職員人事についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号 教育委員会職員人事の専決処分について、事務局より提案理由の説明をお願いします。庶務課長。

○議案第24号 教育委員会職員人事の専決処分について

[釜堀庶務課長]

議案書3ページを御覧ください。議案第24号 教育委員会職員人事の専決処分について、御説明いたします。

提案理由でございます。教育委員会職員に対する人事異動に伴う人事発令について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため、教育長専決により人事発令を行いましたので、報告し、承認を求めるものです。

次ページをお開き願います。令和5年12月1日付の発令でございます。対象者は2名でございます。職層名、職務名、氏名等につきましては、こちらに記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

なければ、御意見を伺います。よろしいでしょうか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結をいたします。

お諮りします。教育委員会職員人事の専決処分についてを原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第24号は原案のとおり承認をされました。

協議事項第5号 学校開放有料化検討の今後の方向性について、事務局より説明をお願いします。教育部参事。

○協議事項第5号 学校開放有料化検討の今後の方向性について

[田中教育部参事]

それでは、協議事項第5号 学校開放有料化検討の今後の方向性について、御説明いたします。

議案書の7ページを御覧願います。今回の有料化検討に関しましては、無料での開放が定着しており、運用管理において、地域に委ねている部分がある学校開放の有料化の要否ということで、慎重に検討を重ねてまいりました。

結果、報告書案が全28ページに及んでおりますので、ポイントのみ簡潔に御説明いたします。

議案書の9ページへお進み願います。まず本検討の背景、経緯になります。日野市手数料、使用料等の設定に関するガイドラインの改定を受け、市民の皆様の声もいただきながら、有料化についての検討を実施したものとなっております。具体的には、利用者団体や市民全体を対象としたアンケートや、職員による現地調査などを実施し、学校施設の現状や学校開放事業の運用状況、これらに対する市民の皆様のお意見などを踏まえ、有料化の要否についての検討を行いました。

次ページ、10ページへお進み願います。初めに、本検討の結論を記載しており、有料化については、現時点では行うには至らないものと結論づけております。理由については大きく2点で、1つは、施設・設備の状況、運用の問題。もう一つは、利用目的が多様であり、一律に有料とすることがなじまず、また、利用の属性に合わせて減免などを行うには課題が多い状況であったこととしております。

10ページ下段以降は、ただいま申し上げました理由に関して、もう少し個別に掘り下げ、施設・設備の状況、運用・管理の状況、そもそもの事業の目的・役割、その他有料化の必要性や実務上の課題、他施設・他団体との比較などを行ってございます。

少し進みまして、24ページをお開きください。こちらの下段からは、先ほど申しました市民対象のアンケートにつき集計結果を掲載してございます。また、各設問への記載意見につきましては、別紙にてお配りしているとおりでございます。

少し飛びまして、34ページへお進み願います。今回の検討は、あくまで有料化の要否に関するものですが、調査、検討を通じて明らかとなった課題と、課題への今後の対応方針を記載してございます。学校開放事業のこれからについては、社会教育全体から見てという視点はもちろん、スポーツ施策やコミュニティー施策との関連、新たな学校づくりとの関連もあり、首長部局も含めて、横断的な対応が必要と記載してございます。これらの議論、検討には相応の時間を要するものと考えられますが、運用面の改善として早期に着手が可能と思われる項目については、当面の目標として、併せて記載をしてございます。

最後に、35ページ下段にて、手数料・使用料ガイドラインでは、最長でも4年に一度の見直しが必要とされていることを踏まえ、次の見直しに向けてということを記載してございます。

説明は以上でございます。よろしく御協議のほどお願い申し上げます。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了しました。御質問がございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

なければ御意見を伺います。高木委員。

[高木委員]

ただいま説明いただきました学校開放有料化検討の今後の方向性について、賛成の立場で意見を述べさせていただきたいと思います。

本検討の報告書では、(1)学校開放事業の対象となっている施設等の実態について、(2)学校開放の運用・管理の実態について、(3)学校開放事業の目的・役割について、(4)その他の視点からの検討の項目で、検討、交渉がされており、検討のプロセスとして合理的で妥当と判断しております。したがって、総論にて、今回の検討の結論として示されました学校開放事業の有料化は、現時点では実施に至らないものと結論するについては理解をいたしました。

今後に向けては、議案書34ページから35ページにて示されました今後についての項で示された考え方にに基づき、引き続き論議、検討いただくことをお願いいたします。また、今後の論議に当たりましては、今後の地域における学校施設の在り方、機能等について整理をしていただき、市民の皆さんに対して、論議、検討の経過ができるだけオープンになるような工夫も併せてお願いいたします。

以上、意見とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。真野委員。

[真野委員]

私も、生涯学習課に作成いただいた学校開放有料化の検討について、読ませていただきました。学校開放事業の対象となっている施設及び学校開放の運用・管理の実態、それから、学校開放事業の目的や役割について、さらには市民へのアンケート調査結果など、様々な視点から、現状を調査、分析をいただいている貴重な内容ではないかというふうに思います。大変にありがとうございます。

その上で、この報告書で言及している学校開放事業の有料化は、現時点では実施に至らない、学校開放事業の目的・役割等に立ち返って検討していくという結論は、私は妥当であるというふうに考えております。この報告書を読ませていただき、学校開放事業の有料化だけを現時点で切り離して実施できる状況ではないことも理解できました。

また、今後へ向けてではありませんが、学校開放事業で利用している設備、あるいは環境は、学校教育で必要な設備と同一でない場合、例えば、ナイターの設備なども含まれている実態も踏まえつつ、また、新たな学校づくり、社会教育施設づくりの視点も取り入れて、首長部局のスポーツ振興の立場からも検討いただく必要がある課題ではないか、そのように捉えております。

私からは以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。正留委員。

[正留委員]

意見です。学校開放有料化の検討についての報告は、分析、アンケートを踏まえ、大変よくまとめられていると思いました。今回の検討の結論として、有料化は現時点では実施に至らないものとありますが、本報告書を読み、妥当と考えます。

報告書の3、今後についてはよくまとめてあり、その中にあるように、検討を通じ、学校開放に関する複数の課題が明確化されたとあります。そして今後の対応の方向性が(1)から(4)について記載されてありますが、今後、状況の変化を捉え、整理をしつつ、検討が深められるよう進めていただきたいと思います。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。岩下委員。

[岩下委員]

意見を申し述べたいと思います。学校開放有料化の検討について、800件を超えるアンケート回答をいただき、また、学校施設の現状調査を基に報告書をまとめられ、結論として、現時点で有料化の実施に至らないとしている点は、報告書の内容で十分に理解でき、妥当であると考えます。アンケートの市民の皆様の声も、報告書と同様、貴重なものと思います。

今回の検討で、有料化とは別の学校開放事業の在り方、施設・設備の維持管理、利用における管理方法など、様々な課題が浮き彫りになりました。生涯スポーツの振興としての学校開放ではありますが、ここで見えてきた課題は大変複雑で、多くの関係者、関係部署が関わるもので、丁寧に取り組んでいく必要があると思います。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。

それでは、私のほうからも意見を申し述べさせていただきます。

今般、事務局のほうで、協議事項として挙げさせていただきました報告書につきまして、学校開放の有料化については、現時点では実施に至らないという結論については妥当だということで一致した御議論、御意見をいただいたというふうに思います。

4月に、この検討に着手して以降、アンケートをはじめとして、幅広く声を聞いて、また、現地調査も行って、解像度高く、様々な課題、そして様々な要素が複雑に絡み合った現状についても見えてきたかなというふうに思います。

今後についてですけれども、この報告書にもありますとおり、そもそもの学校開放の目的や役割の整理を、まずしていく必要があるのではないかということ、そしてまた、足元の改善すべきと考えられる状況も見えてきたかというふうに思います。こういったところにつきまして、今回の報告を土台にして、また、今日いただいた委員の皆様の御意見も踏まえながら、取組を進めていきたいというふうに思います。

以上です。

ほかに御意見はございませんか。

なければ、協議事項第5号を終了いたします。

報告事項第24号 行政情報の公開請求について、事務局より報告をお願いします。庶務課長。



○報告事項第24号 行政情報の公開請求

[釜堀庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書41ページを御覧ください。報告事項第24号 行政情報の公開請求について報告をさせていただきます。

次ページをお開き願います。請求日、決定日、請求件名、決定内容は記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

[堀川教育長]

事務局からの報告が終了いたしました。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

なければ、報告事項第24号を終了いたします。

請願第5-9号 1. 中学の進路指導で「陸上自衛隊高等工科学校生徒募集」を薦めない、2. 「3日超の逃亡・脱走は最大懲役7年」等の重い自衛隊罰則規定の事実を、教職員及び市役所内の自衛隊員募集（窓口）担当部署に伝えて頂きたい等請願について、事務局より説明をお願いいたします。庶務課長。

○請願第5-9号 1. 中学の進路指導で「陸上自衛隊高等工科学校生徒募集」を薦めない、2. 「3日超の逃亡・脱走は最大懲役7年」等の重い自衛隊罰則規定の事実を、教職員及び市役所内の自衛隊員募集（窓口）担当部署に伝えて頂きたい等請願

[釜堀庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書37ページを御覧ください。請願第5-9号、受付年月日、令和5年11月9日、件名、1. 中学の進路指導で「陸上自衛隊高等工科学校生徒募集」を薦めない。2. 「3日超の逃亡・脱走は最大懲役7年」等の重い自衛隊罰則規定の事実を、教職員及び市役所内の自衛隊員募集（窓口）担当部署に伝えて頂きたい等請願でございます。

請願者の住所、氏名は記載のとおりでございます。

次ページ、38ページから39ページまでが請願の要旨でございます。

説明は以上でございます。

[堀川教育長]

請願者より申出がありましたので、請願の事情を述べていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

事務局は請願者を席に案内してください。

[請願者]

こんにちは。

[堀川教育長]

それでは、請願者は5分程度で請願の事情を述べてください。

[請願者]

今回、請願を出した背景は1番に書いたとおり、ほかの市もそうですけど、日野市内の中学校3年生を自衛隊が狙っていると。もちろん進路は2年生から関心を持つ子もいますから、中学生を狙っているんじゃないかと。つまり自衛隊の工科学校生徒という高等学校に当たる組織ですね、ここの募集がホームページで見れてしまう。ひょっとして学校でないとは思いますが、案内をしているんじゃないか、そういう心配もあるわけですね。長崎さん、どうですか、その辺。

請願事項2-1に書いたとおり、自衛隊のホームページは、工科学校、正確に言うと高等工科学校生徒の募集をどう書いているかということ、国際社会において自信を持って対応できる自衛官となる者、右上へ行ってください、を対象にする制度と言っているんです。どういう内容であるかというのは、2-2に書いたとおり防衛基礎学、各種訓練、この各種訓練というのは当然軍事訓練です。つまり銃を使って、北朝鮮、中国、ロシアの人を日本政府は敵だと言っていますから、そういう人たちを殺傷する。軍人だけじゃなくて一般市民も含めて、そういう危険性が集団自衛権の中ではあり得るわけですね。そういう訓練です、それをやると。

そういうことについて、2-2にもう少し書いたとおり、国際刑事裁判所の規程では、15歳未満の子どもの強制的な徴兵は駄目だと。ごまかしているのも私は強制だと思うんですけども、いいよいいよ、来なさい来なさいというのもね。それから、子どもの権利条約の選択議定書も、18歳未満の子どもの、これは高校生も入るわけですね、そうするとね。軍への採用や敵対行為への参加を禁止しているということなので、15歳の生徒はここに該当するわけですね。

ですから、そういう危険な事実を、まずは学校、校長を含む教職員に、こういう危険な進路は紹介するなということ、そして併せて、ここの4階にある総務部総務課ですね。具体的に言うと、竹村朗部長、近藤明子課長、そしてまた、これを「広報ひの」で広報する眞砂江身子市長公室長とか、こういう人たちにしっかりこの危険性を伝えてほしいということです。

続けて、2-3に参りますと、『紙の爆弾』2023年11月号、そこに書いたとおり、自衛隊法76条で防衛出動命令、これは集団自衛権も入ります、が出たときは、ちょっと脅して使うという警察官の武器使用とは全然違うんですよ。本当に殺すんです、心臓を目がけて。そういう武器使用をするということが書いてあるわけですね。

裏面に行ってください。では、66歳の岸田文雄さん、73歳の経団連、十倉雅和さんは自分の息子さんを行かせるか、翔太郎君を行かせるかということ、翔太郎君はああいうふうに官邸で写真ごっこをやっている行かないわけです。貧乏人の子どもを行かせるわけですね。ぜひ皆さん、今回は賛成してくださいよ。

続けて、2-4に行きます。私は非常に罰則がきついということ、この前も、教科書の教育出版の関係のときに言いましたけども、自衛隊法122条第1項は、防衛出動命令が出たときに自衛隊員が3日間出頭しないという場合、あるいは上官に、これちょっと殺

すのまずいんじゃないですかって言ったら、懲役7年になっちゃうんですよ。牢屋に入ると、日野市役所の人が3日間来なくても、懲戒処分にはなるだろうけど、牢屋に入ることはありません。全然違うんです、世界が。軍隊の世界はそういう非常に厳しい世界。

あるいは自衛隊法122条2項では、行くな行くなって、父ちゃん、母ちゃん、あるいはボーイフレンド、ガールフレンドが止めた場合も、やっぱり教唆ということで懲役刑になります。この辺のことをきちっと学校の校長、教員、それから4階の人たちに伝えてほしいです。

それから、2-5のところですね。訓練というのは本当に人を殺す訓練ですから、道徳教育、私がいつも言っているように愛国心、そして、行き過ぎた義務以外は道徳教育を充実すべきだということを言っていますが、生命尊重教育に反します。あるいは、2-5に書いたように人権尊重教育にも反します。なぜか。自衛隊ではパワハラ、セクハラが多いんですね。

昨日、(1)に書いてある五ノ井里奈さんに性暴力を行った自衛隊員3名に懲役刑が出ました。残念ながら執行猶予はついてしまいましたけどね、長崎さん。本当にそういうふうには怖いんです。五ノ井さんをああいふに股を広げて触ると。あるいは(2)に書いた日本テレビの報道によると、防衛大学校では、非常に4年生が1年生をいじめていると。ゴミ、死ぬという言葉、これはもう本当に問題ですよ。それだけじゃなくて陰毛に火をつけるとか、そんなことまでやる。それから(3)に書いたように、海上自衛隊のほうでは、非常にこういう被害があるということで、ぜひ皆さん、こういう自衛隊を募集しないように中学校にしっかり言ってください。

最後になりますが、もう今年終わりです。堀川さん、来年の1月、成人式に御出席なさると思いますけど、新成人という主人公にお尻を向けて、日の丸に礼をするという失礼な仕草はぜひやらないで、大坪さんがやってもあなたはやらないで、教育者として新成人に失礼のないように、お尻を向けないようお願いいたします。できれば君が代をやらないように、できればというか、君が代をやらないようにも伝えてほしい。

以上でございます。ひとつ、ぜひ今回は賛成してください。

最後に一言、理由を、いつも皆さん理由がないって言うんですけど聞いてくださいよ、質問したらちゃんと答えます。

以上です。

よろしく。採択してくださいね。

失礼します。

[堀川教育長]

この件につきまして、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。なければ、御意見を伺います。高木委員。

[高木委員]

私は、本請願は不採択と考えております。

その理由についてですけれども、本請願は請願事項として、2-1項から2-6項にわたり、請願者グループで共有する考え方が述べられています。請願事項をよく読ませてもらいました。また、ただいまありました請願者自身による説明を伺いしても、請願事

項に関する具体的な背景や理由が理解できないこと、以上の観点で、本請願は不採択と考えます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。真野委員。

[真野委員]

私も、この請願、しっかり読ませていただきました。その上で、今回の請願ですけれども、請願者の考えに基づく一方的な主義主張であって、請願を採択する正当な理由が、私は読み取れませんでした。したがって、私は不採択というふうに判断いたしました。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。正留委員。

[正留委員]

説明ありがとうございました。

本請願を読ませていただきました。今回の請願の背景、根拠及び請願事項の2-1から2-6について読みましたが、請願者の考え方に基づく一方的な主張と論の展開であり、請願を採択すべき理由となるものを捉えることができませんでした。したがって、不採択と考えます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。岩下委員。

[岩下委員]

請願の内容及び資料も読ませていただきました。今ほど、請願者自ら御説明もいただきました。ありがとうございました。

請願事項が、2-1から2-6にわたり述べられておりますが、請願者グループで共有する一方的な考えであり、請願の背景、根拠をもってしても採択する理由を見いだせませんでした。よって、不採択と考えます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結をいたします。

委員の皆様の御意見としては、不採択という御意見が多いようですので、1. 中学の進路指導で「陸上自衛隊高等工科学校生徒募集」を薦めない、2. 「3日超の逃亡・脱走は最大懲役7年」等の重い自衛隊罰則規定の事実を、教職員及び市役所内の自衛隊員募集(窓口)担当部署に伝えて頂きたい等請願、これを不採択とすることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしとのことですので、請願第5-9号については不採択とすることに決しました。

以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。  
これにて、令和5年度第9回教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 14時28分